



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第 4 1 3 8 号 平成 2 9 年 6 月 8 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 3 3	平成 2 9 年度狩猟免許試験を実施する件	消費者くらし安全局 消費者くらし政策課
3 3 4	狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を実施する件	同
3 3 5	平成 2 9 年 6 月徳島県議会定例会を招集する件	財政課
3 3 6	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	地域福祉課
3 3 7	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同
3 3 8	生活保護法の規定による指定介護機関から廃止について届出があった件	同

徳島県告示第三百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、平成二十九年年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

- 第一回 平成二十九年七月二十三日（日曜日）午前十時から
- 第二回 平成二十九年八月二十七日（日曜日）午前十時から
- 第三回 平成三十年一月二十八日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

対象者	場 所
徳島県東部農林水産局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 徳島市新蔵町一丁目六七 第二回 同 第三回 徳島県徳島合同庁舎
徳島県南部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 阿南市領家町野神三一九 第二回 同 第三回 同
徳島県西部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 第二回 同 第三回 徳島県西部総合県民局美馬庁舎

三 狩猟免許申請書の提出期間

- 第一回 平成二十九年六月十二日（月曜日）から同年七月十日（月曜日）まで
- 第二回 平成二十九年七月十八日（火曜日）から同年八月十五日（火曜日）まで
- 第三回 平成二十九年十二月十八日（月曜日）から平成三十年一月十五日（月曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	徳島県東部農林水産局 阿南市領家町野神三一九
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第三百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 適性検査及び講習の対象者

平成二十六年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査及び講習の日時及び場所

対象者	日 時	場 所
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第一回 平成二十九年七月二十八日（金曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	同
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第三回 同 午後一時から	吉野川市川島町宮島七三六一 徳島県吉野川合同庁舎
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第四回 同 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第一回 同 午後一時から	徳島県徳島合同庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天一七一
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	徳島県南部総合県民局美波庁舎 一
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第三回 同 午後一時から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	同
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第一回 同 午後一時から	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	徳島県西部総合県民局美馬庁舎 三
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第三回 同 午後一時から	三好郡東みよし町加茂三三三〇 東みよし町役場三加茂庁舎
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	三好市池田町マチ二五五一 三好市池田総合体育館

三 狩猟免許更新申請書の提出期間

告示の日から各々の適性検査及び講習の日の十日前まで

四 狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	徳島県東部農林水産局
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第三百三十五号

平成二十九年六月徳島県議会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年六月八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 期日 平成二十九年六月十五日

二 場所 徳島市 徳島県庁

徳島県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。  
平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

<p>名称</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>指定に係る事業所の名称</p>	<p>指定に係る事業所の所在地</p>	<p>事業の種類</p>	<p>指定年月日</p>
<p>医療法人清樹会</p>	<p>板野郡藍住町奥野字和田七 一三</p>	<p>清水内科</p>	<p>板野郡藍住町奥野字和田七 一三</p>	<p>訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>平成二十九年五月一日</p>

徳島県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

<p>名称</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>		<p>指定に係る事業所の名称</p>	<p>指定に係る事業所の所在地</p>		<p>事業の種類</p>	<p>変更年月日</p>	
<p>医療法人清樹会</p>	<p>板野郡藍住町奥野字和田七一一三</p>		<p>清水内科ヘルパーステーション</p>	<p>旧 板野郡藍住町徳命字新居須六五</p>		<p>新 徳島市応神町西貞方字上奥六六</p>	<p>訪問介護 介護予防訪問介護</p>	<p>平成二十九年 四月一日</p>

徳島県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	株式会社ソレイユ	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
武村 政彦	海部郡海陽町四方原字 杉谷二八 二	徳島市末広二丁目一 七二	スマイル調剤薬局 東店 武村クリニック	徳島市安宅二丁目一 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十九年 四月二十日
				徳島市金沢一丁目八四 五	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導	同